

令和2年 第4回浅口市農業委員会議事録

令和2年4月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

召集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	欠	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	田淵義正	欠
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 平本 仁至                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第11号 農地法第3条関係

議案第12号 農地法第5条関係

議案第13号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第8号 農地法第5条関係

報告第9号 農地法第18条関係

報告第10号 形状変更届関係

日程第5 その他

- ・ 次回の委員

開会（午後1時30分）

議長 それでは、失礼します。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。

えらいもんがはやっております、マスクでこうやって会議をせないかんと。市の会議もほとんど何メートルか離れて会議をすとかというふうになっておりまして、いろいろとご迷惑をかけますけど、よろしく願いいたします。

このコロナウイルスがいつ終わるか分かりませんが、今度は何かサバクトビバッタというんが異常発生して、もうじき中国に、今パキスタンのほうまで来るといいうことで、何か40キロの60キロ四方がばあっと荒らされるというふうな、トノサマバッタぐらいの大きさだそうにして、エチオピアのほうでは食糧危機が起こるんじゃないか。また、アフリカ全体が食糧危機になるんじゃないかというふうなことも言われて、また変なもんが出てくるもんだなというふうに思っております。幸い、日本の農業のほうはどうにかもっておりますけど、皆さん、インフルエンザには十分気をつけてご活躍をお願いしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において8番虫明委員、9番虫明委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

678番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年4月15日提出。

番号678、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積522平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、53歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。  
位置図は、1ページ、2ページです。  
この土地は、鴨方中学校から約北へ200メートルぐらいになりますか、譲り受け人のすぐ隣の田んぼになりますが、これは親子関係でございますので、問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、678番の件についてご異議ありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、682番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号682、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積621平方メートル。  
譲り受け人は、鴨方町深田、66歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、東京都世田谷区船橋5丁目、62歳、自営業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。  
以上です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いいたします。  
委員 6番佐藤です。  
位置図は、3ページ、4ページになります。  
場所は、鴨方中学校の西側約200メートルぐらいの道路際になります。この土地は、譲り受け人がずっと譲り渡し人の土地を耕作されとったみたいで、このたび譲り渡しが決まったようなことで、別に問題ないかと思われまひます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、682番の件についてご異議はありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、683番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号683の1から12までの土地の所在地は、全て鴨方町益坂です。

番号683の1、地目、田。面積338平方メートル。  
番号683の2、地目、畑。面積27平方メートル。  
番号683の3、地目、田。面積373平方メートル。  
番号683の4、地目、畑。面積755平方メートル。  
番号683の5、地目、畑。面積470平方メートル。  
番号683の6、地目、田。面積434平方メートル。  
番号683の7、地目、田。面積156平方メートル。  
番号683の8、地目、田。面積126平方メートル。  
番号683の9、地目、田。面積538平方メートル。  
番号683の10、地目、田。面積387平方メートル。  
番号683の11、地目、田。面積454平方メートル。  
番号683の12、地目、田。面積241平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町益坂、36歳、公務員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町益坂、71歳、団体職員。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。

これは親子関係ですので、何も問題ありません。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、683番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、684番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号684、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積89平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町みどりヶ丘、64歳、農業。譲り渡し人は、倉敷市沖、78歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

位置図は、1ページ、2ページになります。

この土地は、地図のすぐ下の家ですね。ここを譲り受け人が買われたそうで、それに付随した畑というようなことのようにです。別に問題ないかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、684番の件についてご異議ありませんか。

委 員 なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、687番の件について、事務局の説明を求めます。

ただし、安田委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、安田委員には当該案件の審議が終了するまで退席をいただきます。

(安田委員 退場)

議 長 次に……。

事務局 済いません。では、番号687、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積49平方メートル。

譲り受け人は、金光町地頭下、66歳、農業。譲り渡し人は、東京都練馬区富士見台3丁目、72歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番大橋でございます。

ページの11から12が位置図でございます。

この案件は、里見川と鴨方川合流地点より北西約200メートルにある、JR山陽線鴨方川橋梁より50メートルの鴨方川右岸にあります。この土地に隣接する76番を譲り受け人の方が所有しており、一体的な利用が図れると思いますので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、687番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
安田委員に入室をしてもらってください。  
(安田委員 入場)

議長 安田委員に報告します。  
687番の件については承認されました。  
続きまして、690番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号690の1から5までの土地の所在地は、全て金光町占見です。  
番号690の1、地目、田、面積553平方メートル。  
番号690の2、地目、田、面積182平方メートル。  
番号690の3、地目、田、面積19平方メートル。  
番号690の4、地目、田、面積4.22平方メートル。  
番号690の5、登記地目、田、現況地目、畑、面積622平方メートル。  
譲り受け人は、岡山市中区藤原西町1丁目、49歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、岡山市中区藤原西町1丁目、72歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
通作距離の審査基準について、申請者は申請地からおおむね半径40キロメートル以内に居住していることとしていますが、このたびの譲り受け人の居宅から申請地までは33キロであることを確認しております。  
譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。  
以上です。

議長 次に、同じく2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 2番大橋でございます。  
位置図は、ページ13から14ページをお願いいたします。  
この案件のうち、1から4までが金光町占見地区西部にございます金地池より南西150メートル付近にある農地でございます。5は、さらに南へ200メートルほど下がったところがございます農地でございます。先ほど事務局のほうから報告がございましたけど、住所が岡山市でございますのでということでお尋ねしましたら、許可範囲内の距離であるというふうに聞いております。農機具なんかも全部お持ちのようでございますので、問題はないと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、690番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

事務局 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、694番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号694の1、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積229平方メートル。

事務局 番号694の2、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積137平方メートル。

事務局 番号694の3、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積348平方メートル。

事務局 番号694の4、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積877平方メートル。

事務局 番号694の5、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積16平方メートル。

事務局 番号694の6、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積741平方メートル。

事務局 譲り受け人は、鴨方町鴨方、46歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町本庄、82歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

事務局 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

事務局 以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

議長 以上です。

委員 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

委員 位置図は、15、16ページになります。

委員 この場所ですけれども、鴨方の福祉協議会があります。そこから北西約200メートルぐらいのところにあります。これは、譲り渡し人が高齢ということと、息子さんも病的で仕事ができないというようなことから、譲り渡しが決まったようです。別に問題ないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 西本です。

委員 これは、全部佐藤委員が言ったとおりで、別に問題はありません。ただ場所は、鴨方インターの近くです。

議長 以上です。

委員 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、694番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。  
686番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。  
議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年4月15日提出。  
番号686、この案件は、昨年11月の委員会で農振解除について5件ご審議いただき、県の同意を得てことし2月に解除が認められたもので、そのうちの1件になります。  
土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積931平方メートル。  
譲り受け人は、鴨方町小坂西、57歳、建設業。譲り渡し人は、岡山市南区泉田4丁目、53歳、会社員。転用目的は露天資材置き場です。施設の概要は、事業拡大に伴う資材置き場の拡張であり、所要面積は931平方メートルです。農地区分は第2種で、当該転用目的を達成できるほかの土地がありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。  
なお、転用後の地目は雑種地です。  
以上です。

議長 次に、虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 虫明伸吾です。この場所は、鴨方西小学校より南へ200メートルぐらい行ったところ。この建設会社のちょうど南側の畑になります。何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、686番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、691番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号691、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積194平方メートル。  
譲り受け人は、鴨方町深田、65歳、不動産業。譲り渡し人は、神奈川県鎌倉市寺分、69歳、無職。転用目的は建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅6棟301.32平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、共用の駐車場4台分67.03平方メートル、出入り道168.75平方メートル、全体面積は、隣接する雑種地と合わせて1349.91平方メートル、建蔽率は27.05%です。工期は、許可日から2年間です。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計



画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長

次に、私の担当地区でありますので、10番山下が説明をいたします。

位置図につきましては、23、24ページをお開きください。

申請地は、鴨方駅より南に約200メートルのところに位置しておりまして、ふれあい広場として許可をとりまして地元の人に開放され、グラウンドゴルフ等の場所として使用しておりましたが、このたび、この土地と横の土地を合わせて建て売り住宅となるものであります。上下水道とも完備されており、別に問題はないと思われま  
す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員

なし声

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、691番の件についてご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、688番と689番の件について、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は5ページになります。

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）。令和2年4月15日提出。

番号688の1から5までの土地の所在地は、全て鴨方町六条院中です。

番号688の1、登記地目、雑種地。現況地目、畑。面積117平方メートル。

番号688の2、登記地目、雑種地。現況地目、畑。面積189平方メートル。

番号688の3、登記地目、雑種地。現況地目、畑。面積212平方メートル。

番号688の4、登記地目、雑種地。現況地目、畑。面積287平方メートル。

番号688の5、地目、田。面積512平方メートル。

借り受け人は、香川県高松市塩屋町、京セラコミュニケーションシステム株式会社。貸出人は、鴨方町六条院中、67歳、無職及び鴨方町六条院中、81歳、無職。転用目的は、事務所及び資材置き場です。施設の概要は、借り受け人は申請地に隣接するため池に水上用の太陽光発電パネルの設置工事を行います。その工事事務所や資材置き場等として一時的に申請地を使用しようとするものであり、工事完了後は原状に回復します。賃貸借の期間は、許可日から今年11月末日までです。農地区分は第2種で、当該転用目的を達成できるほかの土地がありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、一時転用ですので、地目はそのままになります。

続きまして、番号689、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積133平方メートル。

借り受け人は、東京都千代田区神田練堀町、京セラTCLソーラー合同会社。貸出人は、鴨方町六条院中、81歳、無職。転用目的は、受変電設備の設置です。施設の概要は、借り受け人は申請地に隣接するため池に水上用の太陽光発電パネルを設置しますが、その受変電設備を設置するものです。賃貸借の期間は、許可日から20年間です。農地区分は第2種で、当該転用目的を達成できるほかの土地がありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊でございます。

この案件の場所は、国道2号線の六条院中の信号、跨線橋がありまして、そこに信号があります。セブン-イレブンから南のほうに400メートルぐらい行ったところに仏洞池という池があります。その周りの土地であります。その仏洞池に太陽光パネルを設置するというのでありまして、その関連での土地であります。1つは、1、2、3、4は事務所とか資材置き場ということであります。5番が、これも資材置き場ということであります。6番のほうは、太陽光パネルの変電設備を設置するというのであります。水利委員、土木委員などの許可も、承諾も得ておりますし、またもとに戻るといふこともありますので問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、688番及び689番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、695番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和2年4月15日提出。

番号695、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積45平方メートル。

借り受け人は、金光町地頭下、27歳、会社員ほか1名。貸出人は、金光町地頭下、64歳、会社員。転用目的は宅地の拡張です。施設の概要は、借り受け人は申請地に隣接する宅地に新居を建築中ですが、当該宅地内では駐車場を確保することが困

難であるため、目の前にある申請地を駐車場として使用しようとするものです。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 2番大橋でございます。

位置は、ページ27から28ページをお願いいたします。

この案件は、金光町と鴨方町境で、県道より約200メートル程度南にあります。これでごさいます、貸出人の娘さんが隣接して自宅を建築しております、この居宅の駐車場として利用するため借り受けするものでございますので、問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、695番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第13号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は7ページになります。

議案第13号農用地利用集積計画について。令和2年4月15日提出されております。

今回の議案の番号87番から88番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は2名です。更新件数が1件で、新規件数が1件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が2件です。地目別設定面積は、田1,054平方メートル、畑1,208平方メートル、計2,262平方メートルです。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

事務局 報告第8号農地法第5条の規定による農地転用届け出についてを議題とします。  
685番の件について、事務局の説明を求めます。  
失礼します。議案書は9ページになります。  
報告第8号農地法第5条の規定による農地転用届け出について（所有権移転）。令和2年4月15日提出。  
番号685の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積64平方メートル。  
番号685の2、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積746平方メートル。  
譲り受け人は、金光町占見新田、52歳、公務員。譲り渡し人は、倉敷市老松町3丁目、53歳、会社員。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟100平方メートルです。農地区分は第3種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。  
なお、転用後の地目は宅地です。  
以上です。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。  
委員 2番大橋でございます。  
位置図は、29ページ、30ページをお願いいたします。  
この案件は、金光学園西側の県道を北へ約100メートル程度の付近にございまして、金光町の都市計画の中で市街化区域に当たります。第1種中高層住居専用地域でございまして、マルナカの金光店付近に居住されております方が居宅として新築するものでございます。問題ないと思います。  
なお、4月1日から都市計画の変更がございまして、これからは届け出でなくて許可になるというふうに聞いていますが、この案件につきましては、提出が3月12日の受け付けでございますので、旧の取り扱いで行っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし  
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第9号農地法第18条の規定による合意解約通知についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
失礼します。議案書は10ページになります。  
報告第9号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年4月15日提出。  
番号681、土地の所在地、金光町八重。地目、田。面積672平方メートル。  
借り受け人は、金光町八重、72歳、無職。貸出人は、金光町八重、72歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、令和2年2月26日です。

続きまして、番号692、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積229平方メートル。

借り受け人は、鴨方町鴨方、90歳、無職。貸出人は、鴨方町本庄、82歳、無職。合意年月日は令和2年3月17日、引き渡し年月日は令和2年6月1日です。

続きまして、番号693、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積348平方メートル。

借り受け人は、鴨方町鴨方、84歳、無職。貸出人は、鴨方町本庄、82歳、無職。合意年月日は令和2年3月17日、引き渡し年月日は令和2年6月1日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第10号利用目的の変更届け出についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになります。

事務局 報告第10号利用目的の変更届について。令和2年4月15日提出。

事務局 番号679の1、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積326平方メートル。

事務局 番号679の2、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積96平方メートル。

事務局 届け出人は、鴨方町本庄、61歳、農業。変更内容は、田を畑にするため、50センチの盛り土をするものです。

事務局 続きまして、番号680、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積132平方メートル。

事務局 届け出人は、金光町占見、72歳、農業。変更内容は、田を畑にするため、40センチの盛り土をするものです。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 日程第5、その他に移ります。

事務局 事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 失礼します。

事務局 本日のその他については、5件ございます。クリップ止めでお手元にお配りしております。

事務局 まず1件目、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明します。

事務局 続きまして、2件目ということで令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

事務局 では、続きまして3件目ということで、農地の適正管理に向けた指導に関するアンケートについて説明いたします。

事務局 続きまして、4件目、令和2年度の農地パトロールについて説明いたします。

事務局 では、最後5件目、次回の委員会ですけれども、5月15日金曜日の午後1時30分から、場所は市役所3階第1会議室、今のこの場所になります。

そのときに、先ほどお願いしましたアンケートと、このパトロールの調査票の2つをご持参いただければと思います。あわせて、マスクのほうもまたよろしくお願ひします。

議 長 並び方は、またこれで行きますか。

事務局 多分、しばらくこういう格好になる。

議 長 並び方は、済いませんけど、またこの形で落ちつくまでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ほかに何か、皆さんありますでしょうか。

委 員 なし声

議 長 ないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。  
ご苦勞さまでした。

閉会（午後2時45分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩